

# 九州ゴルフ練習場連盟福岡支部規約(案)

最終改定日:2020年3月18日

## 第1章 総則

第1条 本支部は九州ゴルフ練習場連盟福岡支部と称し事務局を福岡地区内に置く。

第2条 本支部は福岡県のゴルフ練習場及びこれに関連する特定の会員を以って組織する。(元は福岡市近郊の練習場)

第3条 本支部は福岡県のゴルフ練習場の業務に必要な研究連絡機関とし且つ相互の繁栄と親睦を目的とする。目的達成の為に次の行事を行なう。

イ. 業界発展のための研究連絡調整の業務

ロ. ゴルフ技術向上普及のための研究と競技会の開催

ハ. 資材の共同購入並びに研究

ニ. ゴルフ練習場事業に関する研修会及びセミナー等の開催

ホ. その他目的達成のための行事

## 第2章 会員

第4条 入会には事務局に入会を申込み理事会の承認を要する。

第5条 会員は支部会費を納入しなければならない。

第6条 会員が支部に対する義務を怠った場合または名誉を著しく汚した場合は理事会の承認で除名できる。

第7条 退会する会員は退会届を支部長に提出しなければならない。

第8条 既納の支部会費はいかなる理由があっても返還しない。

## 第3章 組織

第9条 本支部に日常の運営組織として地区ブロックを設ける。

\*東地区 \*西地区 所属ブロックは理事会で承認する。(元は南地区も)

第10条 各地区に運営責任者と運営委員会を設ける。運営責任者は副支部長があたる。運営委員は支部理事があたる。

第11条 各地区は支部総会の方針に基づき活動する。各地区は支部総会の方針に反しない範囲で地域の状況に即し活動する。

第12条 各地区の運営責任者は必要に応じ例会を召集する。

## 第4章 役員

第13条 本支部に次の役員を置く。

1.支部長:1名

2.副支部長:若干名(元は4名)

3.理事:若干名(内1名は会計担当理事)

4.会計監査 若干名

第14条 理事、会計監査は総会において会員中より選出する。支部長、副支部長は理事の互選による。

第15条 役員任期は1年とする。但し留任を妨げない。

第16条 支部長は本支部を代表し業務を統括する。支部長に事故あるときは副支部長がこれを代行する。理事は理事会を組織し本規約に定められた重要事項を審議する。会計監査は本支部の会計を監査する。

第17条 役員はすべて名誉職とする。但し支部長が必要と認めた予算外特別費は理事会の承認を経て支出することができる。

## 第5章 会議

第18条 本支部の会議は総会、理事会、委員会、例会とする。

第19条 1.総会 総会は毎年決算終了後2ヶ月以内に支部長が召集し、事業計画、予算、役員、規約、その他の審議をなすものとする。2.臨時総会 支部長が臨時に総会の召集の必要を認めるときは臨時総会を召集できる。

◎総会は会員の過半数の出席を以て成立し出席者の過半数の同意を以て議決する。◎議長は会員より選出する。◎賛否同数の場合は議長の採決による。

第20条 理事会は支部長が理事を随時召集し必要事項を協議する。

第21条 委員会は必要に応じ委員長が召集し専門事項を協議、研究する。

第22条 例会は支部例会及び地区例会とし、支部長または地区責任者が召集し、必要事項を協議する。

## 第6章 顧問

第23条 本支部に顧問を置くことができる。顧問は本会の目的を理解し事業に賛同する人を以て理事会の決議で推薦し委嘱する。顧問は支部長の諮問に応じまたは理事会に出席して意見を述べるものとする。

## 第7章 会計

第24条 本支部の会計は入会金、支部費及びその他の収入からなる。会計の管理及び重要事項は支部長が、理事会に諮り之を運用する。

第25条 本支部の決算は毎年総会に報告しその承認を必要とする。

第26条 本支部の会計年度は毎年4月1日より始まり、3月31日に終わる。

## 第8章 補則

第27条 本支部の入会金、支部会費は次の通りとする。

入会金は20,000円(但しインドア、ショップは10,000円)とする。

支部年会費は60,000円(但しインドア、ショップ等は40,000円)とする。

支部会費の納入は2ヶ月(偶数月)毎とする。

第28条 支部会費未納の場合は本支部主催の行事に参加する権利を認めない。

第29条 会員本人もしくはそのご家族が亡くなった場合は5,000円程度の献花等で弔意を表す。

第30条 退任役員への謝意10年以上務めた役員の退任に当たり15,000円程度の記念品および感謝状を贈呈する。

第31条 本支部規約は2020年4月1日より改定する。